



平成 24 年 5 月 29 日

各 位

S E ホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二
(J A S D A Q ・ コード 9 4 7 8)
問 い 合 わ せ 先
執行役員経営企画部部长 松 村 真 一
T E L 0 3 - 5 3 6 2 - 3 7 0 0

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続に関するお知らせ

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、平成 19 年 6 月 22 日開催の第 22 回定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、平成 21 年 6 月 19 日開催の第 24 回定時株主総会において所要の変更を行った上で再導入いたしております（以下再導入後の買収防衛策を「現行プラン」といいます。）。現行プランの有効期限は、平成 24 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとされておりますところ、その間の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論及び法令等の改正等を踏まえて、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、本日開催の当社取締役会において当社取締役全員の賛成により、当社定款第 14 条に基づき、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、現行プランを継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下継続後のプランを「本プラン」といいます。）。

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本プランは本定時株主総会の終結の時から発効し、有効期限は平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結時となります。

なお、本プランは、現行プランから実質的な内容に変更はありません。また、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

1. 本プラン継続導入の理由

当社グループは、昭和 60 年（1985 年）の創業以来、IT 技術情報の発信・提供、インターネット&モバイルサービスの提供、IT 関連企業マーケティング支援、IT 技術を活用した店舗展開及び IT 技術者向け教育と人材関連サービスの 5 つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場（IT 市場）の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT 関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、平成 18 年（2006 年）10 月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じた IT 技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。そして、当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が必要かつ相当な対抗措置を講じる必要があると考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、株主の皆様が代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための一定のルールが引き続き必要不可欠であると判断し、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続導入することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

①本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付（下記（2）「本プランの発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付について情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続について定めております（下記（2）「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

②新株予約権の無償割当による本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には（下記（3）「本新株予約権の無償割当の要件」をご参照ください。）、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（下記（4）「本新株予約権の無償割当の要項」をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権の無償割当の方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

③本新株予約権の行使及び本新株予約権の取得

仮に本プランに従って本新株予約権の無償割当がなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、約 50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

①対象となる買付

本プランにおいては、次の(i)、(ii)に該当する買付もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（第三者に対する勧誘行為を含みます。）（以下、併せて「買付等」といいます。）がなされたときに、本プランに定める手続に従い本新株予約権の無償割当がなされます。

(i)当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付

(ii)当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有

割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付内容の検討に必要な下記(a)～(g)に記載する必要情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が本プラン上の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該回答期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

記

- (a) 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、法令遵守状況等を含みます。）
- (b) 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- (c) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 買付等の後の当社経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(f) 買付等の後における当社従業員、取引先、顧客他当社に係る利害関係者の処遇方針

(g) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記（３）「本新株予約権の無償割当の要件」記載のとおり、本新株予約権の無償割当を実施いたします。

③取締役会における買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉及び代替案の検討

買付者等は、当社取締役会がその内容につき必要かつ充分と認めた買付説明書の提出完了日から 60 日間（金銭のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は 90 日間（その他の買付等の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、買付等を出来ないこととします。これは、株主共同利益のため、当社取締役会に、買付説明書の評価・検討、買付者等との交渉・協議、買付等に対する意見形成及び株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等の機会を与えて頂くのに必要なためであります。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家（弁護士、公認会計士及び学識経験者等）の助言を得ながら買付説明書の評価・検討を行い、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏め、株主の皆様に対して公表します。また、必要に応じて、買付者等との間で条件改善について交渉・協議を行い、株主の皆様に対して当社の経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

また、当社は、買付説明書の提出の事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、適切と判断する時点で株主の皆様へ情報開示を行います。

（３）本新株予約権の無償割当の要件

①買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該買付等に反対であったとしても、当該買付等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該買付等に対する対抗措置はとりません。

但し、当該買付等が下記(a)～(f)に例示するとおり明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として会社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的措置として、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款

により認められる相当な対抗措置を決議することが出来るものとします(現在時点では、新株予約権の無償割当以外の対抗措置を決議する予定はありません。)

なお、当社取締役会が、対抗措置の発動を決議するにあたり、判断の客観性及び合理性を担保するため、専門家等の助言を得つつ、当社監査役全員の賛同を得るものとします(現在、当社の監査役は全て社外監査役であり、判断の客観性及び合理性を確保する方策として有効なものと認識しております。監査役の略歴につきましては、(別紙1)をご参照ください。)。また、対抗措置の発動後、買付者等が当社に有利な代替案を提示してきた場合、買付等を断念した場合又は具体的な状況に変化があった場合において、当社は対抗措置を停止又は中止する場合があります。

記

- (a) 真に会社経営に参加する意思がなく、株価を吊り上げ高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
- (b) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者等やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- (c) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買付者等やそのグループ会社等の債務担保や弁済原資として流用する目的で株式の買収を行っている場合
- (d) 当社の保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分をする目的で株式の買収を行っている場合
- (e) 会社経営を一時的に支配して、当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- (f) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式売却を事実上強要するおそれのある買付の場合

②買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、株主の皆様に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他法令及び当社定款により認められる相当な対抗措置を決議することが出来るものとします。

なお、対抗措置の発動を決議するにあたり、専門家等の助言を得つつ、当社監査役全員の賛同を得ること及び対抗措置の発動を状況により停止又は中止する場合がありますことは上記(3)①と同様とします。

(4) 本新株予約権の無償割当の要項

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当の要項は次の①～⑩のとおりです。なお、細目については、次の①～⑩に記載される事項に抵触しない限りにおいて、当社取締役会が定めるものとします。

①本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

②本新株予約権割当の対象となる株主及びその割当条件

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③本新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議により別途定める日とします。

④本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、株式分割又は株式併合等を理由とする別途の調整がない限り、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とします。

⑤本新株予約権の払込金額

無償とします。

⑥本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式1株の割当期日における時価の2分の1に相当する価額を上限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議により定める額とします。なお、ここでいう時価とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数を切り上げるものとします。

⑦本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の無償割当の効力発生日を初日とし、6ヶ月間の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議により定める期間とします。

⑧本新株予約権の行使条件

- (a) (i)特定大量保有者⁹、(ii)特定大量保有者の共同保有者¹⁰、(iii)特定大量買付者¹¹、(iv)特定大量買付者の特別関係者¹²、もしくは(v)上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)乃至(v)記載の者の関連者¹³（以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。
- (b)上記(a)にかかわらず、次の(i)乃至(ii)の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。
- (i) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されるものとします。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義されるものとします。）
- (ii)その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと別途認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。）
- (c)また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、当社による当社株式を対価とする

⁹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹⁰ 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹² 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項に定める者を除く。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

取得の対象となります。詳細については取締役会において別途定めるものとします。)

(d)本新株予約権を有する者は、当社に対して、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(e)本新株予約権を有する者が本(c)項の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任は一切負わないものとします。

⑨本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

⑩当社による本新株予約権の取得

(a)当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b)当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権を全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止及び変更等

本プランの継続導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、(a)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は(b)当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限り、本プランを変更し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに

情報開示を行います。

3. 本プランが株主及び投資者の皆様にあぼす影響について

(1) 本プラン継続導入時に株主及び投資者の皆様にあぼす影響

本プランの継続導入時点では、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主及び投資者の皆様への権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本プラン発動時（本新株予約権の無償割当時）に株主及び投資者の皆様にあぼす影響について

(a) 本新株予約権の無償割当の方法及び株主名簿への記録等の方法における影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告します。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対して、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに株主名簿への記録等の方法を行っていただくことが必要です。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の方法等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、当社は、本新株予約権の無償割当の効力発生日までに本新株予約権の無償割当を中止し、又は本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使方法における影響

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

(c) 当社による新株予約権の取得手続における影響

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになりますので、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年（2005年）5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年（2008年）6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社大阪証券取引所「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「本プラン継続導入の理由」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の

企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを継続導入させていただく予定です。また、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、上記2.(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(3)「本新株予約権の無償割当の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(6)「本プランの廃止及び変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙 1) 当社監査役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当		候補者の有する 当社の株式数
氏名 たてわき しんじ 帯 刀 信 司 (昭和 14 年 9 月 22 日生)	昭和 38 年 4 月 昭和 54 年 7 月 昭和 57 年 8 月 平成 3 年 1 月 平成 5 年 4 月 平成 8 年 1 月 平成 8 年 4 月 平成 11 年 1 月 平成 14 年 12 月 平成 19 年 6 月	キヤノン株式会社入社 Canon U.S.A.,Inc. (出向) ワシントン支店長 同社シカゴ支店長 Canon Europa N.V. (出向) 上級副社長 キヤノン株式会社複写機第二事業部事業部長 同社映像事務機サプライ販売事業部事業部長 キヤノンアプテックス株式会社 (現キヤノンファインテック株式会社) 社外監査役 株式会社キヤノンファミリーカンパニー社長 キヤノン株式会社退社 当社常勤監査役就任 (現任)	209 株 (平成 24 年 3 月 末)
井 上 遼 (昭和 14 年 10 月 18 日生)	昭和 37 年 4 月 昭和 57 年 9 月 昭和 59 年 6 月 平成 2 年 5 月 平成 6 年 6 月 平成 9 年 4 月 平成 11 年 4 月 平成 12 年 3 月 平成 12 年 6 月	日興証券株式会社入社 同社船橋支店長就任 日興キャピタル株式会社福岡支店長就任 同社投資部長就任 同社取締役就任 同社常務取締役就任 日興証券株式会社理事就任 同社定年退職 当社非常勤監査役就任 (現任)	209 株 (平成 24 年 3 月 末)
飯 塚 孝 徳 (昭和 41 年 6 月 1 日生)	平成 8 年 3 月 平成 10 年 6 月 平成 21 年 4 月	原田・尾崎服部法律事務所入所 当社非常勤監査役就任 (現任) 飯塚総合法律事務所入所 (現任)	125 株 (平成 24 年 3 月 末)

(注) 監査役帯刀信司、井上遼及び飯塚孝徳は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

以 上